



このパッケージに含まれている CD-ROM、DVD、8mm Tape、4mm DAT などの日本スペースイメージング株式会社の標準製品としてご提供するメディア媒体（以下「標準メディア媒体」といいます。）の梱包を開封すると、お客様が以下の「使用許諾書」の条項を全て理解し、合意したこととさせていただきます。以下の条項をお読みになり、同意できない場合には、包装を開けずに直ちに販売会社へお返し下さい。その場合、お支払い済みの代金をお返し致します。

又、パッケージを受領後 15 日以上保持された場合、もしくはパッケージまたはその内容物を故意に破損した場合も使用許諾書に合意されたこととさせていただきます。

GeoEye-1 画像使用許諾書

お客様（以下「甲」といいます。）は、**日本スペースイメージング株式会社**（以下「乙」といいます。）から、以下の条件で、同封された GeoEye-1 画像情報（本件商品）、及び、ドキュメンテーションを使用する権利を取得します。

第 1 条 本件商品等

「本件商品」とは、乙が販売権及び使用許諾権を有する ORBIMAGE Inc. doing business as GeoEye 社（以下「GeoEye 社」といいます）が打ち上げた GeoEye-1 衛星を用いて、乙又は GeoEye 社を含む第三者が受信・処理したうえで標準メディア媒体に収録された特定の地理的範囲についての地球画像情報を意味します。「ドキュメンテーション」とは、本件商品の概要、使用方法等を説明した文書を意味します。

第 2 条 米国政府許可

この使用許諾による本件商品に関わる権利は、米国政府が GeoEye 社に与えている権利の範囲内であることを前提としており、米国法「Land Remote Sensing Policy Act of 1992」とその改訂ならびに米商務省が公表する諸規制において定められた本件商品の使用や配布に関する規定に従うものとします。

第 3 条 使用権許諾

この使用許諾により、乙は、甲に以下の譲渡不能かつ非独占的権利を許諾します。

1. 甲の内部的データ処理事務に限定して本件商品を使用する以下（1）（2）いずれかの権利。

(1) 単一組織ライセンス

内部使用に限定した単一組織用ライセンスとなります。日本国内の単一の行政機関・団体・法人内に限り、無制限の所在地での複数の使用者に対して適用されます。単一組織の定義は以下のとおりです。

- ① 甲が中央省庁の場合は、本省（府）内の内部部局（国家行政組織法第 7 条）での使用が許諾されます。庁等の各外局（同法第 3 条第 3 項）、各施設等機関（同法第 8 条の 2）、各特別の機関（同法第 8 条の 3）、地方整備局・工事事務所等の各地方支分部局（同法第 9 条）、各独立行政法人（公社、公団、事業団、公庫、特殊銀行、金庫、基金その他特別の法律の根拠に基づき、行政主体としての国又は地方公共団体から独立し、国から特殊の存立目的を与えられた特殊の行政主体として、国の特別の監督の下に、その存立目的たる特定の公共事務を行う公法人）、各国立学校（国立学校設置法第 2 条第 1 項）等はそれぞれ別組織とし、各々の行政機関・団体内に限り、使用が許諾されます。
- ② 甲が各都道府県・各市区町村の場合は、内部組織である本庁事務部局（地方自治法第 158 条第 1 項）及び普通地方機関たる支庁・地方事務所・支所・出張所（地方自治法第 155 条第 1 項）での使用が許諾されます。都道府県警察、消防等の各特別地方機関（地方自治法第 156 条第 1 項）ないし教育委員会等の各委員会（地方自治法第 180 条の 5）はそれぞれ別組織とし、各々の行政機関・団体内に限り、使用が許諾されます。
- ③ 甲が上記①②以外の法人の場合、同一法人内での使用が許諾されます。子会社・関連会社等は別組織とし、各々の法人内に限り、使用が許諾されます。

(2) 複数組織ライセンス

内部使用に限定した複数の単一組織を対象としたライセンスとなります。日本国内の複数の行政機関・団体・法人内に限り、無制限の所在地での複数の使用者に対して適用されます。本ライセンスの取得には購入時に甲が、対象となる行政機関・団体・法人について乙に指定し、乙が承諾することが必要となります。なお、購入後の追加指定には追加支払いが必要です。単一組織の定義は上記（1）と同様です。

2. 本件商品の複製物を無制限に作成する権利。
3. 本件商品を他のデータフォーマット或いは媒体に変換する権利。
4. 本件商品を紙媒体に出力して使用する以下の権利。
 - (1) 甲の内部で使用する権利。
 - (2) 「©GeoEye」又は「Copyright © 2008 GeoEye」のような著作権表示を条件に、外部に配布する権利（広告宣伝目的を含む）。但し、単なる画像そのものまたはそれに類するものを出力し外部に配布する場合や、配布の対価を伴う有償配布サービスは対象外です。
5. 本件商品を研究論文・文書などの挿絵として JPEG やビットマップなど、元のデータフォーマットに復元できない形態に変えて、ワードやエクセル・パワーポイントなどのソフトに貼り付けて、第三者に、「©GeoEye」又は「Copyright © 2008 GeoEye」のような著作権表示を条件に、外部配布する権利。但し、単なる画像そのものまたはそれに類するものを添付し外部に配布する場合や、配布の対価を伴う有償配布サービスは対象外です。
6. 本件商品を甲のコンサルタント・代理人・加工業者等（以下「コンサルタント等」といいます）に、この使用許諾の内容に合致す

(Rev.03/090813)

る範囲内で、利用させる権利。なお、コンサルタント等とは、甲と業務委託契約等書面での契約関係を有する者で、事前に乙に対する届出のあった者をいいます。

7. 本件商品をデータ操作技法、もしくはデータの追加により変更し、それを複製して甲の内部にて使用する権利。
8. インターネット等による公開については、甲は使用形態、画像の加工内容、画像の不正コピー防止策を事前に乙に申請しなければならず、また、乙が承諾した範囲内でのみ使用が許諾されます。如何なる場合でも、「©GeoEye」又は「Copyright © 2008 GeoEye」、または、資料の一部に使用する場合には「includes materials ©GeoEye」のような著作権表示が必要です。

第4条 禁止及び制限事項

1. 甲は本件商品につき、以下の行為をなすことはできません。
 - (1) 第2条で許容されている範囲を超えて、本件商品を複製又はたとえ他の物との結合を行ったとしても再生産すること。
 - (2) 本件商品を販売、ライセンス、譲渡、公表、もしくは本使用許諾に認められない用途に使用すること。
 - (3) 本件商品に表示している著作権表示、その他の警告、及び独占的権利を乙が有する旨の表示を変更もしくは抹消すること。
 - (4) 本件商品を著作権、所有権、プライバシー権、肖像権その他の第三者の何等かの権利を侵害することとなるような態様・方法によって利用すること。
2. 甲は本件商品につき、以下の制限が付されていることに同意します。
 - (1) 甲が、本契約第3条1.で規定する組織を超えて本件商品を使用した場合、甲は単一組織ライセンス価格に超過組織数を乗じた金額に加え、乙が受けた損害に相当する金額を支払わなければなりません。
 - (2) 複数組織ライセンスの場合は、本件商品に同封された使用組織名を記載した書面を本使用許諾書と共に保管してください。

第5条 甲の権利

本契約により、甲は、本件商品の本契約の条件に従って使用する権利のみを取得したのであって、本件商品または本件商品を収録した媒体についての所有権、著作権その他の如何なる権利を取得するものではありません。本契約は、米国著作権法および連邦法や州法のもとGeoEye社が有する権利について、いかなる場合でもその放棄を意味するものでなく、本件商品の使用にあたっては本契約の定めに従い適切に、GeoEye社の権利者表示を維持する必要があります。

第6条 許諾権の逸脱

甲が本件商品の本契約の条件に従って使用しているか否かを検証する為、必要により、甲が保有する本件商品、経理帳簿、記録、および施設を乙が合理的な時間に合理的な方法で調べることができることを、甲は認めるものとします。

甲が本件商品の本契約に認められない不正な使用をしていたことが判明した場合、乙は甲に対して調査に要した弁護士費用を含む諸費用、さらにそれらの使用に係わる商品利用代金を徴収することができます。

第7条 秘密保持

甲は、本契約の有効期間中及び終了後においても本件商品について知得した秘密を第三者へ漏洩してはならないものとします。

第8条 終了

甲は、本契約を随時終了させることができます。乙は、甲が本契約の条件に違反した場合は、本契約を終了させることができます。終了の場合においては、甲は本件商品の使用を中止し、本件商品のオリジナルを20日以内に乙に返却し、また、全ての複製（いかなる形式にせよ、変更されあるいは他のプログラムにマージされたものを含みます。）を廃棄したことを同じく20日以内に書面で乙に通知しなければなりません。その場合、乙は理由の如何を問わず、本件商品に対し甲が乙又は第三者に支払った代金を甲に返済致しません。

第9条 準拠法・管轄

本契約は日本国の法律に準拠するものです。本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を非専属的合意管轄裁判所とします。

第10条 輸出管理・法令遵守

甲は、本件商品を直接・間接を問わず、米国政府および日本政府の輸出管理規則に違反して、第三者に輸出・提供することを禁じられます。特に、米国の International Traffic in Arms Regulations、U.S. Export Administration Act、U.S. statutory economic sanctions programs、及びそれらの諸改訂事項について遵守しなければなりません。その他、本件商品に関連する各種法規を順守しなければなりません。

第11条 第三者受益者

甲は、本契約に違反した場合において、甲に対して第三の受益者である GeoEye 社に損害請求および求償権が与えられることがあることに同意するものとします。

第12条 限定保証

1. 乙は、本件商品は、甲の指定する指定場所の地球画像情報が甲の指定するフォーマットで収録したものであることを保証します。甲の指定する場所の地球画像情報が甲の指定するフォーマットで収録したものでないと認められた本件商品については、本件商品
(Rev.03/090813)

購入後 30 日以内に乙又は本件商品の販売会社に当該本件商品が返却された場合、甲の指定された場所の地球画像情報が甲の指定するフォーマットで収録された代替商品と無償にて交換します。

2. 乙は、本件商品を収録した媒体の可読性について、甲に対する納品後 30 日間は保証します。媒体が読めない場合、乙又は本件商品の販売会社に本件商品を収録した媒体を返却することを条件として、保証期間内については無償にて代替商品と交換します。保証期間内経過後の交換は致しかねますので、当該期間内に甲の責任において複製物の作成を行って下さい。
3. 乙は、指定されたハードウェアとオペレーティング・システムで使用される場合、本件商品が、乙で提供したドキュメンテーションに記載されている機能を実質的に果たすことを保証します。
4. 乙は、本件商品が甲の意図した用途に合致すること、本件商品が中断なく作動すること、及びエラーがないことについての保証をしません。
5. 本件商品の保証は、乙以外の者により何らかの形で変更、修正を加えられた本件商品には適用されません。また、コンピューターハードウェアあるいはオペレーティング・システムが、本件商品の販売後に変更されたことによって生じた問題については、乙は責任を負いません。
6. 乙は、甲が本件商品を使用することにより甲または第三者が蒙った損害について責任を負いません。また、いかなる場合においても、乙は、甲又は第三者の間接損害（逸失利益、データの損失を含む。）について責任を負わないものとします。
7. 乙は、本条に定める保証を唯一の保証とし、その他一切の保証責任を負いません。

第 13 条 ドキュメンテーション

ドキュメンテーションの著作権は、乙に帰属するものとします。